

富士山の噴火警戒レベルの判定基準の公表について

富士山（山梨県・静岡県・神奈川県）の噴火警戒レベルの判定基準を公表しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次公表しています。

今般、富士山について作業が完了したことから、その噴火警戒レベルの判定基準を気象庁ホームページで公表しました。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/levelki/junn.html>

問合せ先：地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター 新出
電話 03-6758-3900（内線 5186） FAX 03-3434-9044